

指定定期検査機関の指定に関する主な計量法の規定

計量法 第20条（指定定期検査機関）

都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（以下「指定定期検査機関」という。）に、定期検査を行わせることができる。

計量法 第26条（指定）

第20条第1項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

計量法 第28条（指定の更新）

第20条第1項の指定は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。